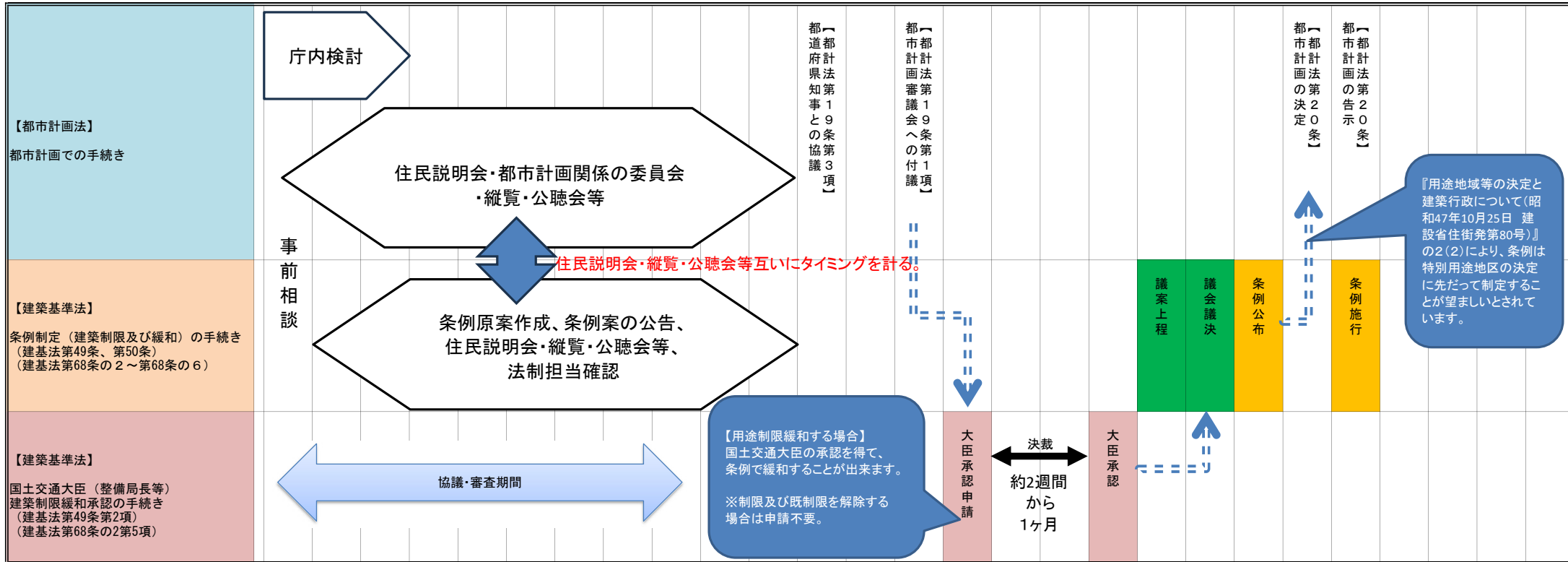


■特別用途地区又は地区計画にて行う建築制限緩和における大臣承認スケジュール（例）

<建築用途制限緩和における近畿地方整備局にて手続きする場合>

- ※ 用途地域の設定と同じく、具体的な地域を設定する手続きは都市計画法、当該用途地域（特別用途地区・地区計画）における建築物の形態制限や建築用途制限は建築基準法（建築条例）にて定めます。
- ※ 「①都市計画決定の手続き」、「②建築条例の手続き」、「③大臣承認手続き」の3つのプロセスは①②を直列的にまたは並列的に進行することができます。
- ※ 下記スケジュール(例)は①②を新規に並列的に進行した際のモデルのため、既建築条例改正の場合を含みこれによらない場合も多々あります。



スケジュール目安（一例）

◇事前相談：20●●年12月

◇最終協議（縦覧等前）：20●●の翌年11月

◇都市計画審議会付議：20●●の翌々年2月